

株 主 各 位

三重県鈴鹿市飯野寺家町234番地の1
ICDAホールディングス株式会社
代表取締役
社 長 向井 弘光

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月24日（火曜日）午後7時（当社営業時間終了時）までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月25日（水曜日）
受 付 午前10時より
総会開始 午前10時30分より
2. 場 所 三重県鈴鹿市稲生町7992番地
鈴鹿サーキット S - P L A Z A
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報 告 事 項 1. 第5期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査
人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第5期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.icda.jp/>）に掲載させていただきます。

◎紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度末におけるわが国経済は、アベノミクス効果により、円安・株高がある程度進んだことで、輸出関連企業の業績回復や、高額商品を中心とした個人消費の回復など、一部では景気回復の兆しが見え始めています。しかしながら、消費税増税前の駆け込み需要があり、増税後の個人消費の落ち込みが予想されるため、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

自動車販売業界においては、ホンダを始め、各メーカーが環境対応車の発表により燃費競争が加速している状況と、消費税増税後の需要喚起など、各メーカー間での競争が続いております。

このような状況下、当社グループは積極的に広告宣伝等を実施し、お客様に向けて商品やサービスの付加価値を最大化するバリューチェーンクロス・ミックスビジネスを展開したことにより売上高は増加いたしました。販売費および一般管理費は、広告宣伝費等の増加や、増員に伴う人件費の増加、上場関連費用の発生がありましたが、退職給付費用が減少したため、前年並みとなりました。また、店舗改修による固定資産除却損が発生いたしました。この結果、売上高は、267億80百万円(前年同期比15.0%増)、営業利益は10億58百万円(前年同期比60.0%増)、経常利益は9億96百万円(前年同期比67.3%増)、当期純利益は5億55百万円(前年同期比31.2%増)となりました。

セグメント毎の状況は以下のとおりであります。

① 自動車販売関連事業

当セグメントにおきましては、ホンダがNシリーズの新型軽自動車を発売し、フィットのフルモデルチェンジを行ったことに加え、輸入車の新型車発売により、新車販売台数は前年同期比15.5%増の6,520台となりました。中古車販売台数も前年同期比11.9%増の10,182台となりました。この結果、売上高は261億62百万円(前年同期比15.4%増)となりました。

② 自動車リサイクル事業

当セグメントにおきましては、使用済自動車の入庫が前年同期比7.8%減の7,702台となり、生産台数(再資源化処理)も前年同期比7.4%減の7,500台となりましたが、資源相場が安定したことにより資源売上が増加し、国内向けリユースパーツ売上が堅調に推移したことで、売上高は6億18百万円(前年同期比1.9%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は12億39百万円となりました。

設備投資の主な内容は、試乗車および代車等の購入に7億63百万円、八野モータープールの開設に2億24百万円、四日市地区の新店舗用地取得に97百万円を投資いたしました。

なお、当連結会計年度において、アウディ三重四日市のリニューアル工事に伴う建物等の除却を固定資産除却損として計上しております。

(3) 資金調達の状況

当社は、平成25年5月22日開催の取締役会決議に基づき、平成25年6月27日に大阪証券取引所JASDAQ市場(現東京証券取引所JASDAQ市場)に上場したことに伴う、公募による増資を行い、総額5億19百万円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、自動車販売関連事業および自動車リサイクル事業をグローバルに展開するにあたり、モビリティの販売・サポートにおいて部門や企業の壁を超えた企業間連携を効率的に行うことで、最終顧客であるお客様の期待の変化に対して本質を深く理解し、製商品やサービスの付加価値を最大化していくバリューチェーンクロス・ミックスビジネスの強化を推進しております。また、モビリティの販売のみならず、環境への配慮や資源のリサイクルなど様々な取り組みを推進しながら、その社会的責任を積極的に果たす努力を続けております。

上記事業戦略を実現するために、以下の項目を当社グループの経営課題として認識しております。

① 人材の確保、育成

当社グループは、モビリティの販売・サービスに加え、自動車リサイクルという多岐にわたる分野において、優秀な人材を確保し、継続的な社員教育を推進していくことが重要であると認識しております。

そのためには、年間採用計画に基づいて定期的な採用活動を実行するとともに、ジョブローテーションの実施による組織の活性化、明確な目標設定とその実現、業績と連動した各種インセンティブを含めた育成プランを導入する等の対応を行っており、今後も引き続き従業員の更なるモチベーションアップを図っていく方針であります。

② 新規出店の推進

当社グループは、新規出店をベースとして事業拡大を目指す中、効率的な集客増を図るため、新車ディーラーと、中古車の買取・販売を行う業態である「POINT⑤」あるいは「ヴァーサス」の複合店舗を、事業運営の効率性を勘案し、当面は既存店舗の近隣地域を中心に出店を促進していく方針であります。また今後は「POINT⑤」および「ヴァーサス」を三重県以外の地域にドミナント展開することも検討しております。

③ 自動車リサイクル事業の知名度向上

当社グループは、資源のリサイクルを通じ、地球環境保護に貢献したいと考えております。同事業の知名度向上は、資源の有効活用につながるとともに、当社グループの成長に寄与するものと予想されるため、積極的な広報戦略を展開していく所存であります。

④ 内部統制の強化とコーポレート・ガバナンス

当社グループは、経営の基本方針を実現するため、経営の健全性と効率性の向上を目指す経営管理体制の構築により、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが重要な経営課題であると考えております。

こうした課題の実現に向けて、責任ある経営体制の構築および経営に対する監視・監査機能の強化ならびに経営の透明性の向上に努めてまいります。さらに、新規事業、海外事業にかかる各種法的規制の遵守、個人情報保護・管理、不測の事態に適時適切に対応し得る体制を確立し、内部統制を強化する方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第2期 平成22年度	第3期 平成23年度	第4期 平成24年度	第5期 (当連結会計年度) 平成25年度
売 上 高 (千円)	19,058,175	21,328,621	23,278,836	26,780,888
経 常 利 益 (千円)	500,780	621,684	595,477	996,215
当 期 純 利 益 (千円)	232,916	330,198	423,280	555,242
1株当たり当期純利益 (円)	217.91	283.33	314.36	273.63
総 資 産 (千円)	12,807,396	14,063,679	14,546,154	14,115,074
純 資 産 (千円)	1,713,923	1,996,611	2,783,809	3,765,635
1株当たり純資産 (円)	1,424.68	1,668.21	1,524.76	1,776.05

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。なお、期中平均および期末の発行済株式総数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第2期 平成22年度	第3期 平成23年度	第4期 平成24年度	第5期 (当事業年度) 平成25年度
営 業 収 益 (千円)	422,804	432,981	506,870	513,979
経 常 利 益 (千円)	78,946	82,499	151,606	114,124
当 期 純 利 益 (千円)	78,656	81,704	153,292	119,949
1株当たり当期純利益 (円)	73.59	70.11	113.85	59.11
総 資 産 (千円)	2,857,951	2,313,952	2,709,475	3,430,225
純 資 産 (千円)	1,409,988	1,443,693	1,961,486	2,510,384
1株当たり純資産 (円)	1,209.83	1,238.75	1,087.90	1,195.44

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。なお、期中平均および期末の発行済株式総数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ホンダ四輪販売三重北	210,000千円	100.0%	新車（ホンダ車）・中古車販売、車検・整備
株式会社オートモール	160,000千円	100.0%	新車（フォルクスワーゲン・アウディ・ポルシェ）・中古車販売、車検・整備
株式会社マーク・コーポレーション	150,000千円	87.0%	自動車リサイクル事業

(7) 主要な事業内容

当社グループは、ホンダの新車ディーラーとして新車・中古車の販売を行う(株)ホンダ四輪販売三重北、輸入車の新車ディーラー・中古車の販売を行う(株)オートモール、自動車のリサイクルを行う(株)マーク・コーポレーションの連結子会社3社および純粋持株会社である当社により構成されており、当社が、グループの経営に参画し、経営管理、経営の効率化等業務および経営全体のコンサルタント業務を行い、グループ間の自動車販売・買取・リサイクル等の自動車流通バリューチェーンクロス・ミックスビジネスを展開いたしております。

当社グループ各社の事業は以下のとおりであります。

事業	主要製品	
自動車販売関連事業	新車事業（国産車）	国産車（ホンダ全車種）の新車販売
	新車事業（輸入車）	輸入車（フォルクスワーゲン・アウディ・ポルシェ全車種）の新車販売
	中古車事業	輸入車・国産車全メーカーの中古車販売
	サービス事業	車検・整備点検・修理等
自動車リサイクル事業	自動車リサイクル全般	

(8) 主要な事業所（平成26年3月31日現在）

名 称	店舗および事業所
当 社	本社(鈴鹿市飯野寺家町)
株式会社ホンダ四輪販売三重北	ホンダカーズ三重北(鈴鹿市道伯町)他9店舗 ホンダオートテラス(鈴鹿市道伯町) ヴァーサス(桑名市陽だまりの丘)他1店舗 P O I N T ⑤(鈴鹿市道伯町)他3店舗
株式会社オートモール	フォルクスワーゲン(四日市市中村町)他1店舗 アウディ三重(四日市市中村町)他1店舗 ポルシェセンター(鈴鹿市飯野寺家町) ヴァーサス(津市雲出本郷町)他2店舗 P O I N T ⑤(津市雲出本郷町)
株式会社マーク・コーポレーション	本社・工場(鈴鹿市伊船町)

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
357 [136] 名	20名増加 [21名増加]

(注) 従業員数は就業人員であり、〔外書〕は、契約社員およびパートタイマーの平均雇用人員であります。

② 当社の従業員

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
18名	—	38.6歳	3.1年

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社外から当社への出向者10名を含む)であります。
2. 上記従業員数の他、契約社員およびパートタイマー社員は18名であります。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社百五銀行	2,728,908千円
株式会社商工組合中央金庫	1,396,725千円
株式会社三重銀行	717,020千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000株
(2) 発行済株式の総数 2,099,969株(自己株式31株を除く。)

(注)平成25年6月26日付の公募増資により、発行済株式の総数は、297,000株増加いたしました。

- (3) 株 主 数 979名
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 エ ム ・ エ フ	500,670株	23.84%
向 井 俊 樹	281,430株	13.40%
向 井 弘 光	272,510株	12.97%
I C D A グ ル ー プ 社 員 持 株 会	153,089株	7.29%
向 井 な よ 子	83,970株	3.99%
株 式 会 社 百 五 銀 行	63,000株	3.00%
向 井 崇	40,000株	1.90%
株 式 会 社 三 重 銀 行	37,500株	1.78%
向 井 末 安	29,540株	1.40%
滝 本 理 絵	27,000株	1.28%

- (注) 1. 持株比率は自己株式(31株)を控除して計算しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
向井弘光	代表取締役社長	(株)ホンダ四輪販売三重北 代表取締役会長 (株)オートモール 代表取締役社長兼会長 (株)マーク・コーポレーション 代表取締役社長
江藤隆仁	取締役	(株)ホンダ四輪販売三重北 代表取締役社長
新堂智康	取締役	(株)ホンダ四輪販売三重北 取締役副社長 (株)オートモール 代表取締役副社長
向井俊樹	取締役	(株)ホンダ四輪販売三重北 代表取締役副社長
小村則昭	取締役	(株)オートモール 代表取締役専務
黒田悟郎	取締役管理部長	
桶本進	常勤監査役	(株)ホンダ四輪販売三重北 監査役 (株)オートモール 監査役 (株)マーク・コーポレーション 監査役
伊藤保元	監査役	
山川明伸	監査役	

- (注) 1. 監査役 伊藤保元、山川明伸の両氏は社外監査役であります。
2. 監査役 伊藤保元氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査役 山川明伸氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役 6名 109,989千円

監査役 3名 10,588千円 (うち社外 2名 1,575千円)

- (注) 1. 上記報酬等の額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額12,654千円(取締役12,118千円、監査役536千円)を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成25年4月8日付の臨時株主総会において、年額3億円以内とする承認を受けております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成25年4月8日付の臨時株主総会において、年額1億円以内とする承認を受けております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

- ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 監 査 役	伊 藤 保 元	当事業年度開催の取締役会に18回中すべて、監査役会に15回中すべて出席しております。経験豊富な企業経営者の立場から、経営全般に関する発言を行っております。
社 外 監 査 役	山 川 明 伸	当事業年度開催の取締役会に18回中17回出席、監査役会に15回中14回出席しております。専門的見地から、主として財務および会計に関する発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25,000千円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	29,580千円

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、新株式発行に関する「監査人から引受事務幹事会社への書簡」(コンフォート・レター)に係る業務契約、財務報告に係る内部統制に関する助言・指導および、社内規程の見直しに関する助言・指導等を受ける業務契約であります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記のほか、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合など、その必要があると判断した場合、当社は監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

5. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を毎月1回開催し、また別途必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
- ② 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督・管理を行っております。
- ③ 取締役会規程において、重要な財産の処分および譲受、多額の借入れおよび債務保証などの重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 株主総会、取締役会等の議事録を、法令および規程に従い作成し、適切に保存・管理しております。
- ② 経営および業務執行に係る重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険(リスク)については、「リスク管理規程」および「経営危機管理規程」に基づく対応によって、リスクの発生に関する未然防止や危機拡大の防止に努めております。
- ② 当社は、法律事務所と顧問契約を結び、重要な法律問題について適宜アドバイスを受け、法的リスクの軽減に努めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報を各取締役に提供しております。
- ② 業績管理に資する財務データについては、ITシステム等により適時・適切に提供しております。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業理念に関する方針・行動規準を定め、冊子を作成し、全従業員に配布するとともに、法令と社会規範遵守について教育・啓蒙・監査活動を実施し、その周知徹底と遵守に努めております。
- ② 従業員の職務権限の行使は、業務職務分掌規程、稟議規定等に基づき適正かつ効率的に行っております。
- ③ 内部監査部門である内部監査室が、各拠点、各部署における業務執行が法令・定款および社内規程等に適合しているか否かの監査を実施しております。
- ④ コンプライアンスに違反する行為を認めた場合、もしくは自らが巻き込まれる恐れがあった場合の内部通報窓口として監査役ホットライン等を設置し、コンプライアンス違反等またはその恐れのある事実の早期発見、対応に努めております。

(6) 当該株式会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループでは持株会社制を採用しており、当社の取締役が、取締役会を通してグループ全体の重要事項を決定および事業会社を含む主たる子会社の業務執行の監督を行っております。
- ② 当社社長は、事業会社社長から、毎月業務執行状況や重要な経営課題などについて報告を受け、対応方針や対応状況を確認し、また適切に指示をしております。
- ③ 内部監査部門である内部監査室が、グループ内の事業会社である子会社の内部監査を実施しております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、必要に応じて使用人を配置することといたします。
- ② 使用人を配置した場合のその使用人の異動、人事考課等については、その使用人の独立性を確保するため、監査役の事前の同意を得ることといたします。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人にその説明を求めることができる体制となっております。
- ② 取締役は、取締役会において担当する業務執行の状況等を定期的に報告する体制となっております。
- ③ 監査役および使用人は、取締役の職務執行に関して重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する体制となっております。

(9) 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも取締役および使用人に報告を求める体制となっております。
- ② 監査役が、取締役および使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査室等とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制となっております。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性確保および金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととしております。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備体制

企業倫理に関する基本的方針として、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するために、対応部署として総務課を中心に、財団法人暴力追放三重県民センターに入会し、警察等を含む外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集などを行い、弁護士ともすみやかに連携を取り、業務の妨害が生じないように努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成26年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,530,341	流動負債	6,962,382
現金及び預金	1,364,430	買掛金	1,977,290
受取手形及び売掛金	355,984	短期借入金	2,500,000
商品及び製品	2,477,776	1年内返済予定の長期借入金	899,839
仕掛品	2,765	未払金	343,621
原材料及び貯蔵品	45,761	未払法人税等	228,866
繰延税金資産	106,984	前受金	687,824
その他	180,837	賞与引当金	149,595
貸倒引当金	△4,199	その他	175,344
固定資産	9,584,733	固定資産	3,387,056
有形固定資産	8,703,728	長期借入金	2,624,855
建物及び構築物	3,090,049	役員退職慰労引当金	241,207
機械装置及び運搬具	795,583	退職給付に係る負債	471,959
土地	4,696,465	資産除去債務	38,901
その他	121,629	その他	10,132
無形固定資産	70,901	負債合計	10,349,439
投資その他の資産	810,103	純 資 産 の 部	
投資有価証券	188,353	株 主 資 本	3,716,036
繰延税金資産	214,054	資本金	1,161,078
差入保証金	214,515	資本剰余金	1,148,992
その他	193,179	利益剰余金	1,406,023
		自己株式	△57
		その他の包括利益累計額	13,611
		その他有価証券評価差額金	14,299
		退職給付に係る調整累計額	△688
		少数株主持分	35,987
		純 資 産 合 計	3,765,635
資 産 合 計	14,115,074	負債及び純資産合計	14,115,074

連結損益計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		26,780,888
売上原価		21,774,023
売上総利益		5,006,865
販売費及び一般管理費		3,948,850
営業利益		1,058,014
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,715	
受取賃貸料	12,028	
受取保険金	13,045	
助成金収入	10,575	
その他	13,004	53,369
営業外費用		
支払利息	86,334	
支払手数料	14,742	
その他	14,092	115,168
経常利益		996,215
特別利益		
受取保険金	49,978	49,978
特別損失		
固定資産除却損	43,568	
和解金	49,998	93,567
税金等調整前当期純利益		952,626
法人税、住民税及び事業税	403,670	
法人税等調整額	△16,298	387,372
少数株主損益調整前当期純利益		565,254
少数株主利益		10,011
当期純利益		555,242

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	901,500	889,414	940,930	—	2,731,845
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	259,578	259,578			519,156
剰 余 金 の 配 当			△90,150		△90,150
当 期 純 利 益			555,242		555,242
自己株式の取得				△57	△57
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	259,578	259,578	465,092	△57	984,191
当 期 末 残 高	1,161,078	1,148,992	1,406,023	△57	3,716,036

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	17,303	—	17,303	34,660	2,783,809
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					519,156
剰 余 金 の 配 当					△90,150
当 期 純 利 益					555,242
自己株式の取得					△57
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△3,004	△688	△3,692	1,326	△2,365
当 期 変 動 額 合 計	△3,004	△688	△3,692	1,326	981,826
当 期 末 残 高	14,299	△688	13,611	35,987	3,765,635

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数及び名称
すべての子会社を連結しております。
連結子会社の数 3社
連結子会社の名称
㈱ホンダ四輪販売三重北
㈱オートモール
㈱マーク・コーポレーション
2. 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないもの
移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - a 商品及び製品
主として個別法
 - b 仕掛品
総平均法
 - c 原材料
個別法
 - d 貯蔵品
最終仕入原価法
 - (2) 減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
主として定率法によっております。ただし平成10年4月以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	8～38年
機械装置及び運搬具	2～17年
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法により会計処理をしております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理の方法
- a 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- b 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- ② 消費税及び地方消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務の額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

なお、これによる当連結会計年度の純資産額及びその他の包括利益累計額に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建 物	1,929,142千円
土 地	3,753,237千円
計	5,682,379千円

(2) 担保に係る債務

買掛金	340,000千円
1年内返済予定の長期借入金	528,359千円
長期借入金	1,616,215千円
計	2,484,575千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,548,012千円

(連結損益計算書に関する注記)

特別利益に計上されている受取保険金は、特別損失に計上されている和解金に伴う保険金であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 2,100,000株

2. 配当金に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月29日 定時株主総会	普通株式	90,150	50	平成25年3月31日	平成25年7月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力が翌連結会計年度となるもの

平成26年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	104,998	50	平成26年3月31日	平成26年6月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは主に自動車販売関連を行っており、設備投資計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入より調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金も銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

当社グループは、営業債権について、各社における担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク

当社グループはグループ全体で資金運用を行っております。資金調達に係る流動性リスクについては、各社からの報告に基づいて、適時に資金計画を作成・更新することにより管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,364,430	1,364,430	—
(2) 受取手形及び売掛金	355,984	355,984	—
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	155,043	155,043	—
(4) 差入保証金	214,515	181,858	△32,657
資産計	2,089,973	2,057,316	△32,657
(1) 買掛金	1,977,290	1,977,290	—
(2) 短期借入金	2,500,000	2,500,000	—
(3) 未払金	343,621	343,621	—
(4) 未払法人税等	228,866	228,866	—
(5) 長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金を含む）	3,524,695	3,529,617	4,922
負債計	8,574,473	8,579,396	4,922

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額33,310千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,776円05銭
1株当たり当期純利益	273円63銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成26年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,301,039	流動負債	300,142
現金及び預金	40,318	短期借入金	100,000
前払費用	2,425	1年内返済予定の長期借入金	171,417
関係会社短期貸付金	1,050,000	未払金	8,153
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	171,417	未払費用	2,892
繰延税金資産	4,454	未払法人税等	3,178
その他	32,423	預り金	2,531
		前受収益	775
		賞与引当金	9,500
		その他	1,694
固定資産	2,129,186	固定負債	619,698
有形固定資産	57,440	長期借入金	564,297
工具、器具備品	567	退職給付引当金	9,481
土地	56,872	役員退職慰労引当金	45,920
無形固定資産	3,223	負債合計	919,841
ソフトウェア	3,223	純資産の部	
投資その他資産	2,068,522	株主資本	2,510,384
関係会社株式	1,432,050	資本金	1,161,078
関係会社長期貸付金	564,297	資本剰余金	1,148,992
繰延税金資産	10,065	資本準備金	274,848
その他	62,109	その他資本剰余金	874,144
		利益剰余金	200,370
		利益準備金	26,565
		その他利益剰余金	173,805
		繰越利益剰余金	173,805
		自己株式	△57
資産合計	3,430,225	純資産合計	2,510,384
		負債及び純資産合計	3,430,225

損益計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	513,979
営業費用	409,169
営業利益	104,809
営業外収益	
受取利息	16,017
その他	2,109
営業外費用	
支払利息	7,811
その他	1,000
経常利益	114,124
税引前当期純利益	114,124
法人税、住民税及び事業税	1,020
法人税等調整額	△6,845
当期純利益	119,949

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	901,500	15,270	874,144	889,414
当 期 変 動 額				
株 式 の 発 行	259,578	259,578		259,578
剰 余 金 の 配 当				
利 益 準 備 金 の 積 立				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
当 期 変 動 額 合 計	259,578	259,578	－	259,578
当 期 末 残 高	1,161,078	274,848	874,144	1,148,992

	株 主 資 本					純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
		繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	17,550	153,021	170,571	－	1,961,486	1,961,486
当 期 変 動 額						
株 式 の 発 行					519,156	519,156
剰 余 金 の 配 当		△90,150	△90,150		△90,150	△90,150
利 益 準 備 金 の 積 立	9,015	△9,015	－		－	－
当 期 純 利 益		119,949	119,949		119,949	119,949
自 己 株 式 の 取 得				△57	△57	△57
当 期 変 動 額 合 計	9,015	20,784	29,799	△57	548,898	548,898
当 期 末 残 高	26,565	173,805	200,370	△57	2,510,384	2,510,384

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式
移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
定率法にて処理しております。
主な耐用年数は次のとおりであります。
工具、器具備品 5年
 - ② 無形固定資産
定額法にて処理しております。
主な耐用年数は次のとおりであります。
ソフトウェア 5年
3. 引当金の計上基準
 - ① 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - ② 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
 - a 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - b 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
 - ③ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - ① 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
 - ② 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式により処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,003千円
2. 保証債務	
他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。	
(株)ホンダ四輪販売三重北	983,185千円
(株)オートモール	272,125千円
(株)マーク・コーポレーション	305,350千円
計	<u>1,560,660千円</u>
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)	
短期金銭債権	315千円
短期金銭債務	2,251千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	513,979千円
営業費用	70,322千円
営業取引以外の取引による取引高	17,097千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	31株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	
未払事業税	628千円
賞与引当金	3,334千円
退職給付引当金	3,327千円
役員退職慰労引当金	16,118千円
繰越欠損金	6,737千円
その他	1,193千円
計	<u>31,340千円</u>
評価性引当額	<u>△16,820千円</u>
差引繰延税金資産純額	<u>14,519千円</u>

(関連当事者との取引に関する注記)
子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社ホンダ四輪販売三重北	所有 直接 100.0%	経営指導料の受取 従業員の出向 資金の貸付等 債務保証 債務被保証	経営指導料 (注2)	191,749	—	—
				出向料 (注3)	55,428	未払金	2,046
				資金の貸付 (注4)	300,000	短期貸付金	800,000
				資金の回収 (注4)	50,000	長期貸付金	187,500
				受取利息等 (注4)	9,640	—	—
				債務保証 (注5)	983,185	—	—
				債務被保証 (注6)	535,714	—	—
	株式会社オートモール	所有 直接 100.0%	経営指導料の受取 資金の貸付等 債務保証 債務被保証	経営指導料 (注2)	161,900	—	—
				資金の貸付 (注4)	250,000	短期貸付金	250,000
				資金の貸付 (注4)	107,142	長期貸付金	548,214
				受取利息等 (注4)	7,456	—	—
				債務保証 (注5)	272,125	—	—
	株式会社マーク・コーポレーション	所有 直接 87.0%	経営指導料の受取 債務保証	経営指導料 (注2)	6,000	—	—
				債務保証 (注5)	305,350	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 取引金額には消費税等が含まれておらず、貸付金を除く期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2) 当社の採算性を考慮した双方合意により決定した金額であります。
- (注3) 出向者に係る人件費相当額を支払っております。
- (注4) 資金の貸付について、貸付金利は市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。
- (注5) 当社は、各連結子会社の金融機関からの借入に対して、債務保証をしておりますが、本件保証行為に際し、保証料の受取りを行っておりません。
- (注6) 当社の、金融機関からの借入に対して、各連結子会社から債務保証を受けておりますが、本件保証行為に際し、保証料の支払いを行っておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1,195円44銭

1株当たり当期純利益

59円11銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月13日

I C D Aホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 水野信勝 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内山隆夫 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、I C D Aホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、I C D Aホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成26年5月13日

I C D Aホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 水野信勝 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内山隆夫 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、I C D Aホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書)について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

ア 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

イ 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

ウ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月22日

ICDAホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 桶本 進 ㊟

社外監査役 伊藤 保元 ㊟

社外監査役 山川 明伸 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案し、内部留保を確保しつつ、当期業績の傾向および今後の事業環境を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 50円

配当総額 104,998,450円

2 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成26年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

- (1) 職務分担を明確化するため、現行定款第15条(招集権者および議長)について所要の変更を行うものであります。
- (2) 代表取締役と役付取締役について役割を明確にするため、現行定款第23条(代表取締役および役付取締役)および第24条(取締役会の招集権者および議長)について所要の変更を行うものであります。
- (3) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役および監査役の責任を法令の定める範囲内で一部免除することができる旨、ならびに社外取締役および社外監査役として適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を定款第30条(取締役の責任免除)および第40条(監査役の責任免除)として新設するものであります。

なお、第30条(取締役の責任免除)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- (4) 上記条文の新設に伴う、条数の繰り下げを行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会 第15条(招集権者および議長) 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。 2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>第3章 株主総会 第15条(招集権者および議長) 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 第23条(代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、代表取締役、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 第24条(取締役会の招集権者および議長) 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役がこれを招集し、議長となる。 2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 第23条(代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u> 第24条(取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第30条 (取締役の責任免除) <u>当社は、取締役(取締役であった者を含む。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> 2. <u>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令で定める限度額の範囲内で、その責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第30条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第31条～第39条 (現行どおり)</p>

現行定款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 第40条 (監査役の責任免除)</p> <p><u>当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p><u>2.当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令で定める限度額の範囲内で、その責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第39条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第41条～第44条 (現行どおり)</p>

以 上

株主総会会場ご案内図

- 会 場 鈴鹿サーキット S-PLAZA
三重県鈴鹿市稲生町7992番地
TEL 059-378-1111(代)



●交通のご案内

電車をご利用の場合

- ・近鉄名古屋線白子駅より バスで約20分 タクシーで約15分
- ・近鉄鈴鹿線平田町駅よりタクシーで約15分
- ・伊勢鉄道鈴鹿サーキット稲生駅より徒歩で約20分

お車をご利用の場合

- ・名古屋方面から 東名阪自動車道鈴鹿ICより約20分
- ・伊勢湾岸自動車道みえ川越ICより国道23号線を利用して約45分
- ・大阪方面（新名神高速道路を利用の場合） 亀山JCTを経由して鈴鹿IC、または亀山ICより国道1号線を利用して約30分
- ・大阪方面（名阪国道を利用する場合） 亀山ICより国道1号線を利用、または関ICより三重県道144号鈴鹿関線を利用して約30分